

大阪府立光陽支援学校における受付業務委託について、次のとおり公表します。

## 【契約締結前の公表】

大阪府立光陽支援学校における受付業務委託について、次のとおり地方自治法施行令（昭和2年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、大阪府財務規則第61条の3の規定により公表する。

令和4年3月1日

大阪府立光陽支援学校長

1 業務内容 受付業務委託

※別添仕様書及び業務委託契約書のとおり。

2 発注件数 1件

3 契約期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日

4 契約の相手方の決定方法 本校教職員で組織する審査委員会において審査し、契約事業者を決定する。

5 申請方法 受付期間：令和4年3月7日（月）から令和4年3月18日（金）  
午前8時30分から午後5時（土・日を除く）  
仕様書に基づく見積書を郵送もしくは持参すること。  
(郵送の場合は3月18日（金）午前必着のこと)

提出先：大阪市旭区新森6丁目8番21

大阪府立光陽支援学校 事務室

6 事業者選定の基準

- ・大阪市内に所在し、円滑に業務の履行が可能であること。
- ・「普通地方公共団体の規則で定める手続」により、傷害者支援施設、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体等、臨時的かつ短期的な就業希望している者のために、就業の機会を確保し及び組織的に提供する業務を行っていること。
- ・過去に履行実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。

7 その他 本件の発注は、発注業務に係る予算が大阪府議会において議決され、その予算の執行が可能となることにより行うものとする。

# 仕 様 書

- 1 業務名称 大阪府立光陽支援学校 学校受付業務委託
- 2 業務場所 大阪市旭区新森6丁目8番21（別紙図面のとおり）
- 3 業務期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 4 業務目的  
本業務は、円滑な学校運営の一助を成すこととするため、校門等における受付業務を委託し、来校者に対する受付機能並びに不審者に関する連絡等の用務を行うことにより、大阪府立光陽支援学校に在籍する児童生徒の学校生活の安全確保を図る助けとする。

- 5 業務内容  
業務内容は以下のとおりとする。
- (1) 学校が必要とする校門等における来校者への対応（校門等の開錠及び施錠等）を行うこと。
- (2) 受付場所における来校者の受付及び用件（通送便の受渡し等）の確認を行うこと。
- (3) 業務を行った内容を業務日誌に記録し、これを学校に提出すること。
- (4) その他  
① 事前に説明する簡易な作業及び学校各種行事への対応等を行うこと。  
② 作業範囲については、係員の指示に従うこと。

- 6 特記事項
- (1) 業務予定日  
別添「受付業務要員 配置時間帯設定表（令和4年度）」及び「受付業務要員 配置形態設定表（令和4年度）」のとおり。
- (2) 業務時間  
午前8時30分から正午まで、正午から午後3時30分までとし、ローテーション就労を行う場合は、受注者の責任により行うこと。
- (3) 業務予定日及び業務時間の調整  
学校行事の都合やその他天災など不慮の事故があった場合は、発注者と

受注者の中で協議のうえ、変更できることとし、業務振替日などの調整を可能とする。

(4) 経費の負担

業務の履行場所において、受注者が業務を実施するために直接使用する電力、水道及びガスにかかる料金については、これを発注者が負担する。受注者は、業務を実施するに当たって、これらを極力節約し、効率的に使用しなければならない。

- (5) 一時的に受付場所を離れるときは、事務室に連絡する等、業務に支障をきたさない措置をとること。
- (6) 受付業務期間中は、受付業務従事者であることを明示するために、学校が用意する名札、帽子等を着用すること。
- (7) 不審者を発見した場合などの緊急時は、速やかに事務室、職員室及び関係機関へ連絡すること。

## 7 一般事項

(1) 業務範囲

業務は仕様書、その他関係書類に示す範囲とする。ただし、業務上適切と考える部分については、係員にその旨を連絡し、承諾を受けたうえで、業務範囲の変更を可能とする。

(2) 現場管理

現場の管理は労働基準法、労働安全衛生法その他関係法規に従い適切に行うとともに、風紀・衛生・火気の取り締まりはもとより盜難その他事故防止について十分注意すること。

(3) 軽微な変更

仕様書等に記載漏れ、誤記あるいは業務上当然と思われるもの等軽微な変更については、契約金額の範囲内で実施すること。

(4) 危険及び損傷防止

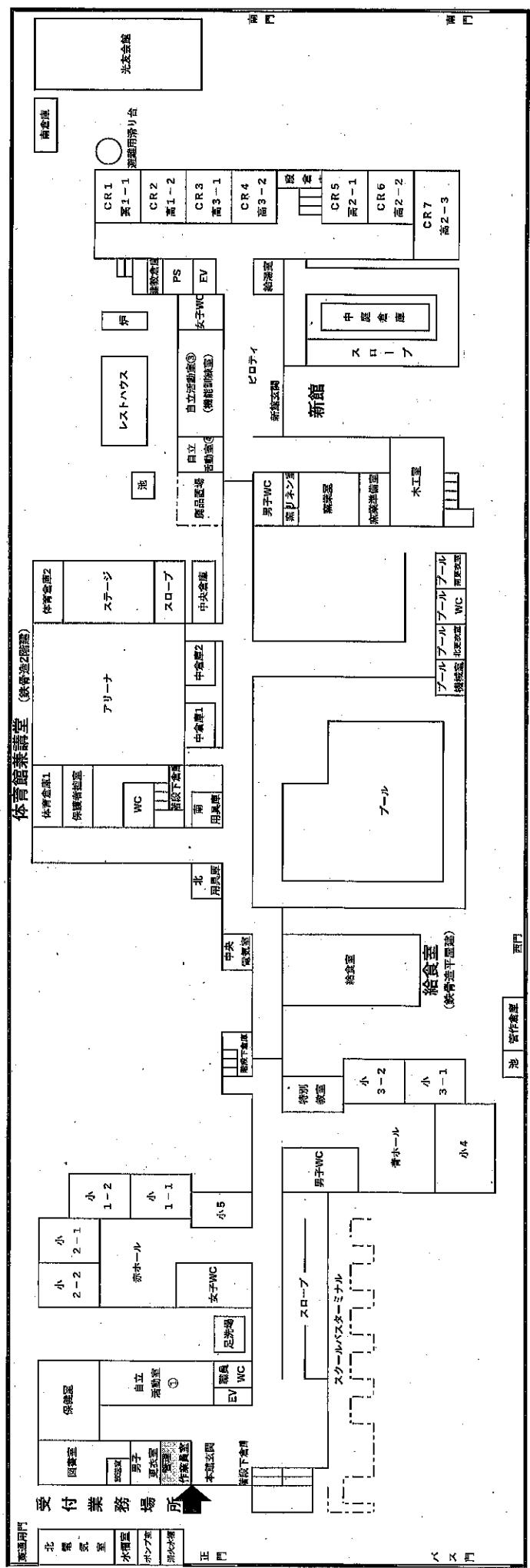
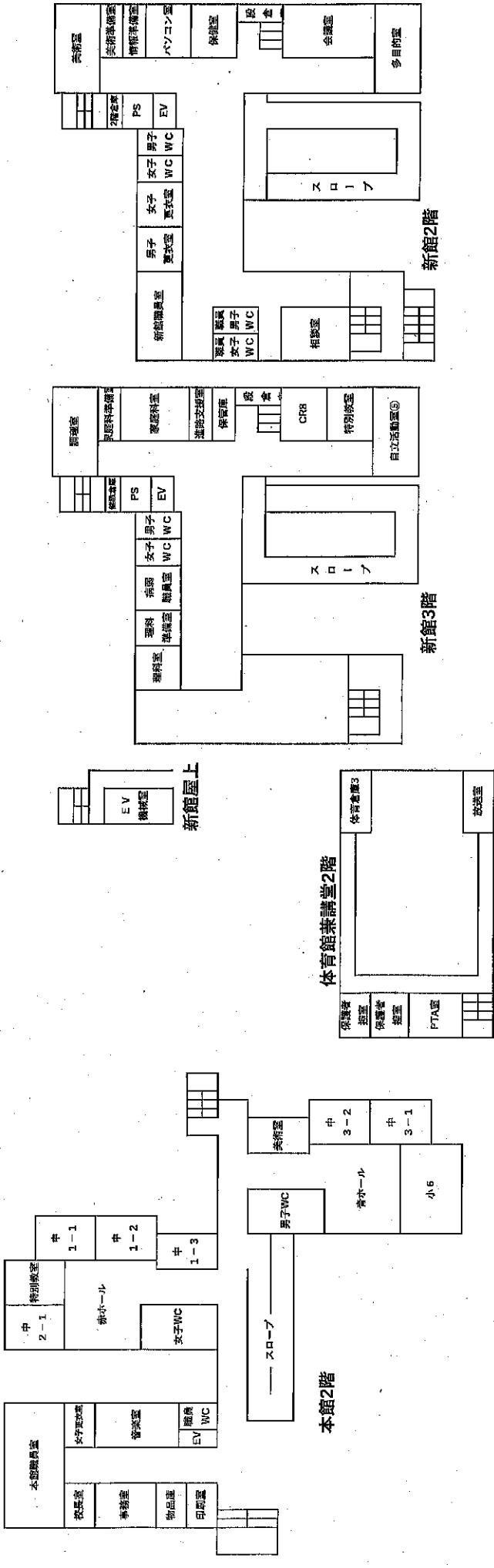
業務中は安全を確保するため必要な措置を講じること。また施設設備等を損傷した場合は直ちに係員に届出を行い、原状に回復すること。

(5) 契約代金の支払方法

契約代金は、1か月分を翌月に支払うものとし、適法な請求書が提出された後30日以内に支払うものとする。

(6) その他

本仕様に定めのない事項や疑義が生じたときは、係員と協議すること。



# 表-1 学校受付員配置時間帯設定表(令和4年度)

第1学期(4月1日～8月31日)

配置時間帯 時間数 合計時間数 及び日数 配置形態

区分	区分		配置時間帯		時間数		合計時間数 及び日数	配置形態	区分	配置時間帯		時間数		合計時間数 及び日数	配置形態					
	平	日	朝	夕	平	日			平	日	朝	夕	平	日						
平 日	朝	8:30 ~ 12:00	3:30	7:00	A	8:30 ~ 12:00	3:30	7:00	A	8:30 ~ 12:00	3:30	7:00	A	8:30 ~ 12:00	3:30	7:00				
	夕	12:00 ~ 15:30	3:30	58日		12:00 ~ 15:30	3:30	73日		12:00 ~ 15:30	3:30	48日		12:00 ~ 15:30	3:30	48日				
平 日 (短縮)	朝	8:30 ~ 11:30	3:00	3:00	B	8:30 ~ 11:30	3:00	3:00	B	8:30 ~ 11:30	3:00	3:00	B	8:30 ~ 11:30	3:00	3:00				
	夕	0:00 ~ 0:00	0:00	7日		0:00 ~ 0:00	0:00	2日		0:00 ~ 0:00	0:00	2日		0:00 ~ 0:00	0:00	2日				
学校休業日 (平日)	朝	0:00 ~ 0:00	0:00	0:00	C	学校休業日 (平日)	朝	0:00 ~ 0:00	C	学校休業日 (平日)	朝	0:00 ~ 0:00	C	学校休業日 (平日)	朝	0:00 ~ 0:00				
	夕	0:00 ~ 0:00	0:00	0:00		夕	0:00 ~ 0:00	0:00		夕	0:00 ~ 0:00	0:00		夕	0:00 ~ 0:00	0:00				
その他特殊日	朝	8:30 ~ 12:30	4:00	4:00	D	その他特殊日	朝	8:30 ~ 12:30	4:00	4:00	その他特殊日	朝	8:30 ~ 12:30	4:00	4:00	その他特殊日	朝	8:30 ~ 12:30	4:00	4:00
	夕	0:00 ~ 0:00	0:00	2日		夕	0:00 ~ 0:00	0:00	日		夕	0:00 ~ 0:00	0:00	1日		夕	0:00 ~ 0:00	0:00	1日	
その他特殊日	朝	8:30 ~ 12:00	3:30	5:00	E	その他特殊日	朝	8:30 ~ 12:00	3:30	5:00	その他特殊日	朝	8:30 ~ 12:00	3:30	5:00	その他特殊日	朝	8:30 ~ 12:00	3:30	5:00
	夕	12:00 ~ 13:30	1:30	4日		夕	12:00 ~ 13:30	1:30	2日		夕	12:00 ~ 13:30	1:30	1日		夕	12:00 ~ 13:30	1:30	1日	
就業を要しない日	就業を要しない日		就業を要しない日		就業を要しない日		就業を要しない日		就業を要しない日		就業を要しない日		就業を要しない日		就業を要しない日					
①配置予定時間合計	71 日間		455 時間		空欄		空欄		空欄		空欄		空欄		空欄					
②配置予定時間合計	77 日間		527 時間		就業を要しない日		就業を要しない日		就業を要しない日		就業を要しない日		就業を要しない日		就業を要しない日					
③配置予定時間合計	52 日間		351 時間		就業を要しない日		就業を要しない日		就業を要しない日		就業を要しない日		就業を要しない日		就業を要しない日					
④年間配置予定時間	200 日間		1333 時間		就業を要しない日		就業を要しない日		就業を要しない日		就業を要しない日		就業を要しない日		就業を要しない日					

(大阪府立光陽支援学校)

第3学期(1月1日～3月31日)

区分	区分		配置時間帯		時間数		合計時間数 及び日数	配置形態	区分	配置時間帯		時間数		合計時間数 及び日数	配置形態					
	平	日	朝	夕	平	日			平	日	朝	夕	平	日						
平 日	朝	8:30 ~ 12:00	3:30	7:00	A	8:30 ~ 12:00	3:30	7:00	A	8:30 ~ 12:00	3:30	7:00	A	8:30 ~ 12:00	3:30	7:00				
	夕	12:00 ~ 15:30	3:30	58日		12:00 ~ 15:30	3:30	73日		12:00 ~ 15:30	3:30	48日		12:00 ~ 15:30	3:30	48日				
平 日 (短縮)	朝	8:30 ~ 11:30	3:00	3:00	B	8:30 ~ 11:30	3:00	3:00	B	8:30 ~ 11:30	3:00	3:00	B	8:30 ~ 11:30	3:00	3:00				
	夕	0:00 ~ 0:00	0:00	7日		0:00 ~ 0:00	0:00	2日		0:00 ~ 0:00	0:00	2日		0:00 ~ 0:00	0:00	2日				
学校休業日 (平日)	朝	0:00 ~ 0:00	0:00	0:00	C	学校休業日 (平日)	朝	0:00 ~ 0:00	C	学校休業日 (平日)	朝	0:00 ~ 0:00	C	学校休業日 (平日)	朝	0:00 ~ 0:00	C			
	夕	0:00 ~ 0:00	0:00	0:00		夕	0:00 ~ 0:00	0:00		夕	0:00 ~ 0:00	0:00		夕	0:00 ~ 0:00	0:00				
その他特殊日	朝	8:30 ~ 12:30	4:00	4:00	D	その他特殊日	朝	8:30 ~ 12:30	4:00	4:00	その他特殊日	朝	8:30 ~ 12:30	4:00	4:00	その他特殊日	朝	8:30 ~ 12:30	4:00	4:00
	夕	0:00 ~ 0:00	0:00	2日		夕	0:00 ~ 0:00	0:00	日		夕	0:00 ~ 0:00	0:00	1日		夕	0:00 ~ 0:00	0:00	1日	
その他特殊日	朝	8:30 ~ 12:00	3:30	5:00	E	その他特殊日	朝	8:30 ~ 12:00	3:30	5:00	その他特殊日	朝	8:30 ~ 12:00	3:30	5:00	その他特殊日	朝	8:30 ~ 12:00	3:30	5:00
	夕	12:00 ~ 13:30	1:30	4日		夕	12:00 ~ 13:30	1:30	2日		夕	12:00 ~ 13:30	1:30	1日		夕	12:00 ~ 13:30	1:30	1日	
就業を要しない日	就業を要しない日		就業を要しない日		就業を要しない日		就業を要しない日		就業を要しない日		就業を要しない日		就業を要しない日		就業を要しない日					
③配置予定時間合計	77 日間		527 時間		就業を要しない日		就業を要しない日		就業を要しない日		就業を要しない日		就業を要しない日		就業を要しない日					
④年間配置予定時間	200 日間		1333 時間		就業を要しない日		就業を要しない日		就業を要しない日		就業を要しない日		就業を要しない日		就業を要しない日					

AUTO

## 表-2 學校受付要員配置形態設定表(令和4年度)

(大阪府立光陽支援学校)  
令和4年1月20日作成

AUTO

## 業務委託契約書

1 契約件名 大阪府立光陽支援学校受付業務委託

2 履行場所 大阪市旭区新森6丁目8番21

3 契約期間 令和4年4月1日 から  
令和5年3月31日 まで

4 委託金額 金円（消費税及び地方消費税を含む）

5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者と受託者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年4月1日

委託者 所在地 大阪市旭区新森6-8-21  
名 称 大阪府立光陽支援学校  
代 表 者 校長

受託者 所在地  
商号又は名称

代表者

#### (総則)

- 第1条 委託者(以下「甲」という。)及び、受託者(以下、「乙」という。)は、この契約書(頭書、仕様書を含む。以下同じ。)に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない。
- 2 乙は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に基づく業務を行わなければならない。
- 3 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承認および解除は、書面により行わなければならない。

#### (権利義務譲渡の禁止)

- 第2条 乙は、この契約によって生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ書面による甲の承認を得て、日本国内に本店又は支店を有する金融機関(中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に限る。)又は信用保証協会に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

#### (再委託等の禁止)

- 第3条 乙は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、乙の会員は、これに当たらない。

#### (個人情報の保護)

- 第4条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、大阪府個人情報保護条例(平成8年大阪府条例第2号)その他法令に定めるものの外、業務を処理するための個人情報の取扱いについては、厳正を期さなければならない。

#### (秘密の保持及び資料転用の禁止)

- 第5条 乙は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。
- 2 乙は、本業務のデータファイル、プログラム、その他本業務に関する資料を本業務以外の用に供する外、複写及び複製をしてはならない。

#### (就業者に関する措置請求)

- 第6条 甲は、乙が業務に着手した後に乙の従事者が業務の履行について著しく不適当であると認められる場合は、その理由を示し、乙に必要な措置をとるべきことを求めることができる。

#### (臨機の措置等)

- 第7条 乙は、業務の履行に当たって事故が発生したとき、又は事故が発生するおそれのあるときは、臨機の措置をとらなければならない。
- 2 前項に規定する場合において、乙は、その措置について遅滞なく甲に報告しなければならない。
  - 3 甲は、事故防止、その他業務上特に必要があると認めたときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。
  - 4 乙が第1項に規定する措置に要した経費は、乙の負担とする。ただし、甲が契約金額に含めることが不適当と認めた経費については、乙と協議の上、甲がこれを負担するものとする。

#### (甲の施設内への立入り)

- 第8条 乙及び乙の関係者は、甲の承諾を得た上で、業務の実施のため、甲の管理する施設内に立ち入ることができるものとする。この場合において、乙及び乙の関係者は必ずその関係者である旨を証明する証票を携行しなければならない。

#### (受付室等)

- 第9条 甲は、業務の実施につき必要があると認めるときは、乙に対して受付室又は受付場所等（以下「受付室等」という。）を無償提供する。
- 2 乙は、甲から受付室等の提供を受けたときは、善良な管理者の注意義務をもってこれらを使用しなければならない。また、乙は、これらを甲に返還するときは、これらを原状に回復しなければならない。

#### (経費の負担)

- 第10条 業務の履行場所において、乙が作業を実施するために直接使用する電力、水道及びガスにかかる料金については、これを甲が負担する。乙は、作業を実施するに当たって、これらを極力節約し、効率的に使用しなければならない。

#### (事故発生時の報告)

- 第11条 乙は、本業務の処理に関し、事故その他契約の履行を行ない難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

#### (業務状況の報告)

- 第12条 乙は、仕様書の定めるところにより、業務を実施した日毎に、実施した業務内容を記録した書類を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、毎月の業務が完了したときは、遅滞なく、月次業務報告書を甲に提出しなければならない。
  - 3 甲は、前項に定めるほか、必要と認められるときは、乙に対して業務の処理状況及びその結果について調査し、又は報告を求めることができる。

(検査)

- 第 13 条 甲は、前条第 2 項の月次業務報告書を受理したときは、その日から起算して 10 日以内に検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 2 乙は、前項の検査に合格しないときは、甲の要請に従い、直ちに必要な修正を行うものとし、当該修正が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。この場合においては、修正の完了の通知を月次業務報告書の提出とみなして前項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

- 第 14 条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対し、当該業務を実施した月の業務時間数を計算の上、当該月分の金額を確定し、適法な手続きに従って、甲に当該月分に関する契約代金の支払いを請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による乙からの請求を受理した日から 30 日以内に当該月分に関する契約代金を乙に支払わなければならない。
- 3 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前項の規定による契約代金の支払いが遅れたときは、当該未支払金額につき、遅延日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払わなければならない。

(契約金額の変更等)

- 第 15 条 一般的な経済情勢の変動に基づく物価の変動により作業材料等に増減が生じた場合であっても、契約金額又は業務仕様(以下「契約金額等」という。)は変更しないものとする。ただし、予期することのできない非常の事態が生じたため、契約金額を変更しないことが著しく不適当であると認められる場合に限り、甲乙協議の上、契約金額等を変更することができるものとする。

(損害賠償)

- 第 16 条 乙は、業務の処理に当たり、この契約及びこの契約に基づく甲の仕様書に違反して、甲又は第三者に損害を与えた場合は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の損害のうち、甲に過失が認められる場合は、甲乙協議の上、その損害を賠償するものとする。

(業務実施日の変更)

- 第 17 条 乙は、業務の全部又は一部を甲が指定した日に実施することができないことが明らかになったときは、甲に対し、遅滞なくその理由を付した書面により申し出なければならない。
- 2 甲は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出に係る業務が自己的業務等に支障がないと認められるときは、乙と協議の上、当該業務の実施日を変更することができるものとする。

#### (甲の契約解除権等)

- 第 18 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し書面をもって通告することにより、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 自己の責めに帰する理由により業務の全部又は一部を履行しなかったとき。
  - (2) 乙の業務の遂行が著しく不誠実又はこの契約を誠実に履行する意思がないと甲が認めたとき。
  - (3) 乙が、業務を継続する見込みがないと甲が認めたとき。
  - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、乙がこの契約に違反したとき。
- 2 乙は、前項の第 1 号から第 4 号までの規定に該当することによってこの契約を解除されたときは、違約金として契約金額の 100 分の 5 に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 3 前項の規定による違約金の支払は、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 4 乙は、この契約により、甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に納付しないときは、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して年 5 パーセントの割合で算出した金額を遅滞料として併せて甲に納付しなければならない。
- 5 甲は、第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

#### (乙の契約解除権)

- 第 19 条 乙は、甲がこの契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったときは、書面をもって甲に通告することによって、この契約を解除することができるものとする。この場合において、甲が未払となっている金額があるときは、乙の甲に対する当該契約代金及びこれに係る遅延利息の請求を妨げない。

#### (相殺)

- 第 20 条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。
- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

#### (契約終了に伴う措置)

- 第 21 条 乙は、この契約が期間満了又は契約解除によって終了した場合において、甲からの支給材料があるときは、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損したとき、又は第 13 条の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、この契約が期間満了又は契約解除によって終了した場合において、甲からの貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失し、若しくは毀損したときは、代品を納め、

原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 3 乙は、この契約が期間満了又は契約解除によって終了した場合において、控室等に乙が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件(以下「物件等」という。)があるときは、乙は、物件等を撤去するとともに、控室等を修復し、取り片づけて、甲に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、乙が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件等を撤去せず、又は控室等の修復若しくは取り片づけを行わない時は、甲は、乙に代わって物件等を処分し、又は控室等の修復若しくは取り片づけを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は修復若しくは取り片づけについて異議を申し立てることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取り片づけに要した費用を負担しなければならない。

(疑義等の決定)

第 22 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。